

議 決 書 ②

議案第 25 号

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

増加傾向にある放課後児童クラブのニーズに対応し、利用者の利便性の向上を図ることを目的として、久美浜町内のクラブの増設及び名称を変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

令和 4 年 3 月 11 日 原案可決
京丹後市議会議員 金 田 琮 仁

この写は議決書原本と相違ありません

令和 4 年 3 月 11 日

京丹後市議会議員 金 田 琮 仁

(別記)

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例（平成17年京丹後市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「

久美浜放課後児童クラブ	京丹後市久美浜町橋爪236番地 旧京丹後市立海部小学校内
-------------	---------------------------------

」を「

久美浜放課後児童クラブ	京丹後市丹後町久美浜町3369番地 京丹後市立久美浜小学校内
久美浜海部放課後児童ク ラブ	京丹後市久美浜町橋爪236番地 旧京丹後市立海部小学校内

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例(平成17年京丹後市条例第27号)新旧対照表

現行	改正案																				
<p>京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年6月27日 条例第27号</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="230 504 1084 655"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久美浜放課後児童クラブ</td> <td>京丹後市久美浜町橋爪236番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧京丹後市立海部小学校内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	(略)	(略)	久美浜放課後児童クラブ	京丹後市久美浜町橋爪236番地		旧京丹後市立海部小学校内	<p>京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年6月27日 条例第27号</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1164 504 2018 767"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久美浜放課後児童クラブ</td> <td>京丹後市久美浜町3369番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>京丹後市立久美浜小学校内</td> </tr> <tr> <td>久美浜海部放課後児童クラブ</td> <td>京丹後市久美浜町橋爪236番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧京丹後市立海部小学校内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	名称	設置場所	(略)	(略)	久美浜放課後児童クラブ	京丹後市久美浜町3369番地		京丹後市立久美浜小学校内	久美浜海部放課後児童クラブ	京丹後市久美浜町橋爪236番地		旧京丹後市立海部小学校内
名称	設置場所																				
(略)	(略)																				
久美浜放課後児童クラブ	京丹後市久美浜町橋爪236番地																				
	旧京丹後市立海部小学校内																				
名称	設置場所																				
(略)	(略)																				
久美浜放課後児童クラブ	京丹後市久美浜町3369番地																				
	京丹後市立久美浜小学校内																				
久美浜海部放課後児童クラブ	京丹後市久美浜町橋爪236番地																				
	旧京丹後市立海部小学校内																				

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和4年3月定例会

議案の 件名	議案第25号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改 正について	政策等 の区分	計画・事業・ <u>条例</u> その他（ ）
-----------	--	------------	----------------------------

<<政策等の概要>> 増加傾向にある放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の利用ニーズに対応し、利用者の利便性の向上を図ることなどを目的として、久美浜町内のクラブの増設及び名称を変更することに伴い、所要の改正を行うものである。	<<市民参加の状況>> 有・ <u>無</u> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）																
	<<財源措置の状況>>（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）																
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源											
<<政策等の必要性>> 現在、久美浜町内のクラブは旧海部小内の久美浜放課後児童クラブ1箇所（2支援単位）で、久美浜町内全3小学校の児童が利用しており、久美浜小学校からの移動は、送迎車両で3～4往復、1往復に約30分要し、利便が良い状況とは言えず、また、送迎が完了するまでの学校での見守り等の業務負担等も生じている。このような中、令和4年度から久美浜小学校内での余裕教室の活用が可能となることから、同校内で新たにクラブ（1支援単位）を設置することにより、利用者の利便性の向上等を図るもの。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 利用者の利便性向上及び送迎経費の削減につながる。																
<<提案に至るまでの経緯>> R4. 2. 3 例規審査委員会で改正条例案について審査 R4. 2.14 教育委員会議2月臨時会	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #fff9c4;">25</td> <td style="background-color: #fff9c4;">子育て支援の総合的な推進</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画名称</td> <td colspan="2">第2期京丹後市子ども・子育て支援事業計画</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">策定年度</td> <td colspan="2">令和2年3月</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">計画期間</td> <td colspan="2">令和2年度～令和6年度</td> </tr> </table>					総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進	計画名称	第2期京丹後市子ども・子育て支援事業計画		策定年度	令和2年3月		計画期間	令和2年度～令和6年度	
総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進															
計画名称	第2期京丹後市子ども・子育て支援事業計画																
策定年度	令和2年3月																
計画期間	令和2年度～令和6年度																
<<政策等の実施時期>> 令和4年4月1日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）														
	教育委員会事務局	子ども未来課	<u>有</u> ・無														